

## 第17回企画部会 議事録

1 日 時 令和3年8月27日（金）9:17～11:00

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

### 【委員】

北村 行伸（部会長）、椿 広計（部会長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、重里次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

（1）令和2年度統計法施行状況に関する審議（各府省ヒアリング）について

（2）「令和2年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の構成案について

5 議事録

○北村部会長 それでは、ただ今から第17回企画部会を開催いたします。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、令和2年度統計法施行状況に関して、先月の企画部会で決定した審議事項について、総務省からヒアリングを行い、審議いたします。その後、審議結果報告の構成案について御議論いただきます。

それでは、議事に入ります。

まずは、令和2年度統計法施行状況に関する審議を行います。最初の審議事項はグローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○平野総務省政策統括官(統計制度担当)付国際統計管理官 国際統計管理官の平野です。本日の審議事項であるグローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進につきまして、資料1-1に基づき御説明いたします。

スライドの1ページ目を御覧ください。公的統計の整備に関する基本的な計画、我々が

基本計画と呼んでいるものですが、こちらは昨年6月にその内容が変更の上、閣議決定をされました。SDGグローバル指標に関する具体的な措置内容についても、それまで対応拡大に取り組むとしているのみでしたが、この変更の際、新しい情報元の活用可能性の検討を進めるという文言を付け加える形で、対応拡大の具体的な方策を改めてお示ししております。本日は基本計画で取り組むこととされている具体的な措置内容の取組状況、すなわち、SDGグローバル指標の公表状況や新しい情報源の活用状況について、具体的に御説明いたします。

次のページを御覧ください。こちらは持続可能な開発目標、いわゆるSDGsとは何かということは、改めて申し上げるまでもないかもしれませんが、SDGsは2015年に国連で採択をされた2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標です。2015年までは途上国のみを対象としたミレニアム開発目標というものがございましたが、ミレニアム開発目標を前身として、その対象を先進国を含む全世界に拡大する形で、より広範な課題に取り組むとした開発目標がSDGsとなります。SDGsには大目標となる17のゴールと、そのゴールにぶら下がる形で169のターゲットが設定されています。なお、前身のミレニアム開発目標のゴール数は8、ターゲット数が21でした。

次のページを御覧ください。こちらではSDGsのゴール、ターゲット、グローバル指標の関係を整理しております。ゴール、ターゲットという目標の進捗状況を測定するための手段として、各ターゲットにひもづく形でグローバル指標が設けられております。SDGsのフォローアップは、このグローバル指標を用いて各国において自主的に行うこととされておりますけれども、各国がそれぞれ独自の方法で指標を算出するということとなりますと、算出結果にばらつきが生じることとなりますので、国際比較性の観点から担当国際機関が用語の定義や具体的な算出方法などを整理して各国に示し、各国はそれに基づいて算出をすることになっております。担当国際機関が整理した用語の定義、方法論などを文書化したものをメタデータと呼んでおります。メタデータは定められたものの具体的な算出方法が明確ではないといった課題が残されている指標もありまして、国連の実務者会合でメタデータの見直しに関する議論が継続されている状況です。総務省は実務者会合に参加し、我が国の意見を反映するといった役割も担っております。

次のページを御覧ください。国連の実務者会合におけるメタデータの見直し状況などを踏まえまして、総務省ではゴールやターゲットに関連する政策府省を特定し、それらの府省がデータを保有していないか、データ提供が可能かといったことについて、各府省に働きかけを行っております。こうして各府省と調整を行った結果、値の算出の可能な指標は、各府省の局長級で構成されるSDGs推進本部幹事会に諮って、最終的な合意形成を行うこととなります。この幹事会は、通常ですと年に2回、6月と12月に開催しております。幹事会で合意できた指標は、外務省のホームページに順次公表しております。2019年8月に初めて125の指標を公表して以来、現在は145の指標を公表しており、指標の公表率は58.7%、約6割という状況です。御参考までに、まだオーソライズされた数字ということではないのですけれども、我が国以外の各国の公表状況については、今年の6月時点でG7の諸国のホームページを確認した限りの数字なのですけれども、指標の公表率が最も高

くなっているのがイギリスでございまして、公表率は80.6%、次いでドイツ70.9%、その次が我が国の58.7%となっております。

5 ページを御覧ください。これまで既存の統計をベースに算出方法の調整を各府省と行ってまいりましたが、既存の統計だけでは算出が難しいといったものもございまして。その一例が、地球規模の観測データを活用した指標の算出となります。このような新しい手法による指標の算出は、既存の統計と比べまして国際的にも算出方法の標準化が進んでいるとは言えませんので、担当国際機関も各国の事例を収集しつつ、メタデータの見直しを進めているといった状況です。一方で、新型コロナウイルスがまん延しているという状況下で、新たな統計調査を実施するということが難しくなっておりますので、観測データ活用への期待感というのは更に高まっているのではないかと考えております。

次に、資料の6 ページに、観測データを活用して算出する指標の具体例をお示ししております。陸上資源に関する目標であるゴール15で設定されている指標です。ページの下半分にある表の右側、黄色で色づけをしている指標が観測データの活用が可能と考えられている指標です。このうち、15.1.1は既存の統計で算出が可能でしたので、その算出値は既に外務省のホームページで公表しているところです。それ以外に指標の15.3.1と15.4.2がございまして、このうち15.4.2はJAXA、宇宙航空研究開発機構で算出を試みておりましたので、こちらを、観測データを用いて算出する指標の第1号として検証を進めることにいたしました。先ほども御説明いたしましたとおり、具体的な算出方法は担当国際機関からメタデータとして示されておりますものの、我が国でも初めて算出を試みるということになります。専門家の意見も伺った上で、しっかりと算出方法の検証を行う必要があるだろうということで、ワーキンググループを立ち上げて検証作業を行ってきたところです。

次に、7 ページですが、指標の15.4.2、こちらは山地の総表面に対して、どの程度植物が生息しているのか、その割合を算出する指標です。人工衛星に搭載されたセンサーによって観測された衛星データ、これは画像データということになりますが、それを地表面の土地利用の様子で色分けをして表示したものを土地被覆データと呼んでおまして、土地被覆データを用いた算出方法を国連食糧農業機関、FAOが開発し、メタデータとして整理しております。このメタデータに基づく試算値も、FAOから各国に示されましたので、FAOの試算値と我が国が保有するデータに基づく試算値とを突合することで精度の検証を行うこととしました。

総務省では、各府省におけるデータの相互利活用について、その課題を検討するビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議、短く呼んで、ビッグデータ連携会議と呼んでおりますが、その会議を開催しており、この下に観測データ利活用検証ワーキンググループを新たに設けまして、具体的な議論を行ってきたところです。このワーキンググループには、横断型基幹科学技術研究団体連合から推薦をいただいた2名の研究者に御参加いただいております。これまでに3回の会合を開催しており、議論された内容を踏まえまして、指標15.4.2の検証結果をレポートにまとめております。また、こちらの検証レポートは、本年6月に開催をされたSDGs推進本部幹事会へ報告をしております。

次のページを御覧ください。指標の15.4.2の検証結果をお示ししております。FAOの試算では、利用している土地被覆データ、すなわち衛星データの画像解像度は300メートルですが、JAXAが算出に用いたものは100メートルと、より精度の高いものを利用して算出を行いました。FAOから示されていたメタデータでは、湿地は植生ではないと定義をされておりましたが、ワーキンググループの議論で、湿地にも植物は生息しているのではということになりまして、改めて湿地を植生と定義し直して試算をしたところ、FAOの試算値と同様の結果が導き出されたということがありました。このことから、実際にはFAOでもメタデータどおりの算出を行っていないのではないかとこの疑問が生じたので、それをFAOに指摘をしたところ、FAOでも湿地は植生であるとして算出をしている、メタデータに示されている定義が誤りだということが判明し、その後、メタデータが改定されたということがありました。

また、山地は標高、傾斜、局所起伏幅によって6つに分類されて、山地分類2に該当するものは、我が国では富士山の山頂ぐらいしかないのですが、この場所は、ほとんど裸の土地であるにもかかわらず、FAOの試算値では約87%が植生ありとされ、また、農地も存在するとされておりまして。このFAOの試算値は明らかに過大なものですので、改めて算出し直した結果、植生は0%となっております。このように、国際機関にもフィードバックを行いつつ、検証作業を進めておりましたが、その結果は、先ほども申しましたが検証レポートとして整理をしており、その結果を踏まえた算出方法がSDGs推進本部幹事会にて合意されております。この検証レポートは近日中に総務省ホームページで公表予定です。なお、算出値は、本年7月に外務省ホームページで公表しております。

次のページを御覧ください。現在、検証に取り組んでいる指標は、資料の9ページに整理しています。指標の11.3.1のある時点からある時点までの土地利用率や人口増加率の変化を見るというもので、都市の拡大や縮小の変化の度合いをモニタリングするといった指標となっております。この指標も、指標15.4.2と同様、土地被覆データを用いて算出を行うものですが、これに加えて、人口増加率も算出することになります。この指標の検証作業を既に開始をしておりまして、8月4日にワーキンググループを開催し、検討課題等について議論を行ったところです。年度内には検証作業を終えて、速やかに算出値の公表を行いたいと考えておりますが、今後も引き続き、観測データの活用という新しい手法を用いた指標の算出に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明について御意見、御質問があればお願いいたします。神田委員、どうぞ。

○神田委員 丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。政府での指標の作成に向けて積極的に取り組まれているということが分かりました。

それで、幾つか教えていただきたいのですが、SDG指標というのはかなり質的なものを表すものとして非常に注目をされていますし、それによって国力というのでしょうか、国のSDGsに対する姿勢を示すものとして、日本国全体のみならず、それぞれ個々

の企業や組織の姿勢を含めて、官民がともに評価されているということだと理解をしています。

それで、質問なのですけれども、この指標の変化を基に、さらにそれを政策にフィードバックしていく、例えば日本ではこういう分野について遅れているので、諸外国と比べてやや進捗が弱いのでそこを改善していくと、そういう政策へのフィードバックというのはどういう形でされていらっしゃるのかということなのです。

あと、もう一つ、外務省のホームページを見させていただきましたけれども、総合指標について算出をされたりはされないのかという点です。先ほど非常に統計で公表率が高いということですので素晴らしいことだと思います。それに対して、UNDESAではインデックスというのが、総合指標が出ていたのですけれども、日本の場合は見当たらなかったもので、そういう総合指標をつくって国際比較をすとか進捗について評価をすると、全体としての評価をしていらっしゃるのかということについて教えていただきたいと思います。以上です。

○平野総務省政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官 言い訳になってしまいますが、着任から日が浅いので、非常に御指摘の点、重要なポイントだと思いますけれども、非常に広い視野からの御質問でございまして、勉強がまだ追いついていないので明確な回答が今できません。申し訳ございません。

○神田委員 後ほどで……。

○平野総務省政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官 後ほどちゃんと調べまして、フィードバックさせていただきたいと思います。

○神田委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○北村部会長 神田委員、ほかに御質問ありますか。よろしいですか。では、ほかの委員から御質問があればお願いします。川崎委員。

○川崎委員 川崎です。よろしいですか。

この件については、報告してほしいと申し上げたのは私なので一言、質問というよりも感想だけ申し上げます。これは本当に難しい取組だと思うのですが、そういう意味で、ちゃんと進んでいるのかなというのが実は心配だったのでお尋ねしてみたのですが、お尋ねした限りだと、相当しっかり取り組んでおられるということを見て大変安心しました。

特に、先進国、G7の中では高い方だと言っても、決して圧倒的に、100%に近いとかということはないのですが、この取組がだんだんと功を奏しているのだろうと思って、大変この御努力、いいことだと思います。

その上で、もしお分かりになったらということなのですが、この後、残る4割ぐらいの指標は本当にうまく整備できるのだろうかというのが実は心配で、特にSDG指標って1つの府省で終わるような指標ばかりではなくて、ほとんどがいろいろな府省にまたがるので、これはどこの府省の担当にしますかということで、相当もめる要素があるのではないかと思うのです。その辺り、こういう幹事会なんかで、これはうちの所管ではないといった問題などが起こったりして、進みにくいところも一部の指標にはあるのではないかと思うが、そういった御苦勞がもし分かりましたら、教えていただけたらと思います。

SDGsについては統計委員会がどの程度関与すればよいかよく分からないと感じています。すでに1つの意思決定体制があるので、統計委員会が出ていってもやりにくいところがあるのかもしれませんが。これと公的統計の世界とどう切り分けたいのかというのが私は分からないままに感想を申し上げております。各府省との関係の難しさというのがもし何かお感じになることがあれば、お知らせいただければと思います。本当に御着任間もなくのようで恐縮ですが、もしこのような点についてお気づきのことがありましたら、お願いします。

○平野総務省政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官 おっしゃるとおり、各府省との調整の難しさというのは、まだ身に染みて分かってはいないところなのですけれども、ある程度、指標で野心的な指標というものもありまして、そういったものを今、申し上げたような新しいデータ、地球観測データの活用も含め、新たなデータソースを活用して整備をしていければと我々は思っております。新たな調査を行うということになりますと、いろいろと調査の実施に当たって府省との調整や予算も必要となりますし、難しい面はあるのですけれども、今後もデータをなるべくそろえて、また、既存のデータも活用して新たな指標を算出していけたらと我々は思っております。各府省に協力を引き続きお願いしてまいりたいと思っております。

○川崎委員 ありがとうございます。なかなか難しい仕事だと思いますが、よろしくお願いします。以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに御質問ございますでしょうか。津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 よろしいでしょうか。津谷です。ありがとうございます。大変興味深く御説明を伺いました。

資料1-1の8ページですが、FAOが提示したデータがおかしいのではないかとということで、それに対するカウンタープロポーザル、つまり修正案を出すことに力を発揮されたということは、とてもよいことだと思います。国連の統計は加盟国及びそれらの国々が属する地域からの様々な統計をもとに作成され、時系列の推計値として出されていますので、そのデータが粗い傾向があるということは知られています。このことをある意味の前提条件として、人口データもそうですが、国連の統計全体をみる必要があると思います。資料の9ページに示されている人口増加率に対する土地利用率についても、検討がなされているということですが、国連人口部が2年ごとに人口に関するさまざまな推計を全ての加盟国と世界の地域について出していますので、それを使って人口増加率の変化をたどることはできます。しかし、日本政府が独自に行っている人口推計はずっと詳細で精緻なものですので、国連の推計値は恐らくここから相当にかい離しているのではないかと思います。

では、そうした場合にどこまでつきつめていくのか。推計方法や前提は違ってきます。日本の人口は減少に転じており、国連の推計とのかい離はより大きくなっていくことも考えられます。国連の人口推計は、いずれは置換水準に近い水準に回復するという前提でなされていますので、かなりな割合の先進国の人口増加率について、国連の推計と各国独自

の推計との間に差が出てくるのではないかと思います。そういう場合どうするのかということについて検討していただき、その結果を報告していただければ、いつまでにとということではありませんけれども、有難く思います。

もう一つは、先ほど川崎委員がおっしゃったことですが、SDGグローバル指標についてです。日本はG7中イギリス、ドイツに次いで整備状況は3番目だということですが、1位のイギリスでさえも整備状況はおよそ8割、日本は約6割と伺いました。指標の計算や推計の方法にもよりますが、日本もイギリスと同じような整備水準を達成することは可能なのでしょうか。先ほども御説明がありましたが、概念をオペレーショナルライズする、つまりデータを使って概念を測定可能な指標にすることは難しいのでしょうか。国際比較において、概念が同じでもオペレーショナルライゼーションが違っていると、結果に大きな影響がでる可能性もあると思いますが、そうした場合にどうするのか。理念として掲げておくだけにするのか。しかし、指標という限りは、何らかのオペレーショナルライゼーションが必要となってくるであろうと思います。これはこの委員会、そして政府の統計部門全体の役割や権限を超えた事柄かもしれませんが、これについて、これからどのようにやっていくのかについて検討する必要があるのではないのでしょうか。SDGsは統計の国際比較可能性を考えるうえで大変重要であり、最も統一されたプラットフォームのひとつだと思いますので、これについても、日本政府の立場から提案なり、働きかけなりをなさっていかれることを期待しております。

すみません、抽象的になりました。以上です。

○平野総務省政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官 ありがとうございます。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 白塚です。皆様がおっしゃられたことは、私も同じように思うのですが、あと、もう1点、定性的な指標が結構ありますよね。最初、神田委員がおっしゃったり、川崎委員もおっしゃったりしていましたが、これは法律に書いてあることはどうかといった部分も結構あって、結構解釈が難しいと思います。例えば、中央銀行の独立性という問題があって、これは非常に定性的な問題なのですが、このクロスカントリースタディなんかを北村部会長はずっとやっていたけど、この定義というのも、中央銀行法だけを見ているとよく分からないことがあります。例えば財政の関係で、国債の引受けができるかどうかということを中央銀行法に書いてある国もありますけれども、日本のように財政法に書いてある国もあつたりします。定性的な、こういう法律の話は、ある程度、指針があるとしても、一つ一つの国の実情をきちんと把握できないと、クロスカントリーの比較は難しいと思います。かといって、全部の国で集まってやるのも難しいと思いますので、例えば、幾つかの主要な国で集まって、ある程度、定性的な部分についても、できるだけ整合的な指標をどうやって作れるかみたいな議論をするとか、そういうことをしないと、残りの40%のところを100に近づけていくことというのは結構難しいのではないかと思います。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。全くそのとおりだと思いますけれども。ほかに御意見ございますでしょうか。

○樫委員 樫ですけど、よろしいでしょうか。

○北村部会長 どうぞ、樫委員。

○樫委員 どうもありがとうございます。日本がG7では第3位の、もう既に指標に関して出てきているということに対しては、非常に政府一丸となってやっただけでいるということに感心いたしました。

津谷委員がおっしゃられたとおり、日本が官学連携で、かなり各国に対してフィードバックしているということについても心強く思ったところです。その上で、英国が80%台、ドイツが70%台に既に来ているというときに、日本の公的統計というか、統計を整備した中での当初のものに対して、今回のような非常にチャレンジングな取組をして、英国やドイツも同じように普通の統計では把握できないような情報をうまく加工して、この率を出しているのか、どういう工夫があるのかということに関して、もし調査が可能だったらお願いしたいというのが第1点と、それから、これは日本の国際貢献という意味で、例えば、こういう形でできるということ、むしろSDG指標については、先進国より発展途上国がそういうものができるか、制度がよくできるかということが大きな問題かと存じますので、日本がこういう方向で、こういうオペレーションで、例えば衛星画像、衛星観測などを使ってやれるということが分かったら、そうしたオペレーション自体を、ある程度世界各国に共有するような貢献をされたらどうかということです。これは統計委員会のミッションではないと思いますが、そういうことを感じた次第です。

以上です。

○北村部会長 何かありますか。

○平野総務省政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官 御指摘の点、後者の方はなかなかすぐに、関係者も多数おりますので、どういったようにできるかというのが分からないのですが、前者のイギリス、ドイツがどのように指標を整備しているかという点は、可能な範囲で我々も参考にするためにも見ていきたいと思っております。ありがとうございます。

○北村部会長 どうぞ。

○吉開総務省政策統括官（統計制度担当） 政策統括官の吉開でございます。

補足で申し上げますと、イギリスとドイツの率が高いことについては、どういうやり方をしているか、我々としても分からないところがありますので、調査をしていきたいと思っております。

それから、諸外国への情報の提供ということにつきましては算出方法については全て公開しておりますので、そういう意味では、参考にしていただけたらと思っておりますし、あと、衛星データにつきましては、アースオブザベーションのコミュニティがございますので、そちらの方の学会と言いますか、検討会でも我々としてJAXAの御協力をいただけて発信しておりますので、そういう形で国際貢献と言いますか、情報提供はしているところでございます。

○北村部会長 ありがとうございます。

○樫委員 どうもありがとうございます。

○北村部会長 ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、ただ今グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進についての審議はここまでとさせていただきます。

取りまとめるほどではないのですが、本日、グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進として、これまでSDGグローバル指標の整備状況と、新しい情報源としての観測データの活用に関するこれまでの検討状況について御報告をいただきました。SDGグローバル指標の整備が順調に進められ、また、新しい情報源の活用にも取り組まれていることは高く評価できるものと考えております。SDGグローバル指標の整備については、国際的にも非常に重要な取組であり、引き続き、関係府省と連携して整備を推進していただくようお願いいたします。このような取りまとめでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本事項の審議の取りまとめは、このとおりとさせていただきます。

それでは、次の審議事項に移りたいと思います。行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用についてです。総務省政策統括官室から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官 それでは、資料1-2を御覧ください。行政記録情報等の統計作成への活用状況につきまして、御報告いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。公的統計の整備に関する基本的な計画においては、行政記録情報等の公的統計への活用の一環として、行政記録情報等の統計作成への活用実態を定期的に把握し、各府省に提供することが求められています。これを踏まえまして、総務省政策統括官におきましては、毎年度、各府省等の協力を得て、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計や、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を取りまとめておりまして、その結果は、総務省のホームページにて公表しております。

ページおめくりいただきまして、3ページを御覧ください。各府省から報告をお願いしている内容をこちらで整理いたしました。Ⅰの行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計、いわゆる業務統計については、名称、作成機関、作成目的、作成周期、公表方法、主な集計事項などを、Ⅱ行政記録情報等を活用している統計調査については、統計調査名や活用している行政記録情報等の概要、統計調査に活用する際の形態、調査事項の代替による効果等を報告していただいております。

1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。こちらは業務統計の作成状況等について整理をしております。令和2年12月末現在で、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている業務統計として、各府省等から報告があったものが下の表のとおりとなっております。合計398件となっております。なお、先ほど申し上げました、総務省ホームページの中におきましては、報告のあった全ての業務統計について内容を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、5ページを御覧ください。統計調査の実施に当たりまして、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として報告があった統計調査は102となっております、うち母集団情報の整備に活用している統計調査が83と最も多く、調査事項の代替が35、欠測値の補完等が5となっております。なお、表において、内数を足し上げても合計値と一致しておりませんが、これは母集団情報の整備と調査事項の代替の両方を行っている統計調査等があるためです。

続いて、1枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。行政記録情報等の活用事例について、図で整理したものととなります。いずれも行政記録情報等を用いることにより、統計作成の効率化や統計精度の確保、向上につながっているものと考えております。更に1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。行政記録情報等の活用事例について、主なものを整理いたしました。まず、母集団情報の整備についてですが、世帯、個人を対象とした統計調査において、住民基本台帳を用いる例が多く見られております。なお、活用の際には手続が煩雑となる事例や市区町村との事前の調整が必要となるなどの報告がありましたので、併せて付記しております。

1枚おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。行政記録情報等を調査事項の代替として活用している代表的な事例を挙げております。いずれも基幹統計調査の例になりますが、報告者からの報告に代えて、各種行政記録情報等を用いて統計を作成しております。例えば、人口動態調査は出生等の届出書の情報を基に調査票を作成しております、各届出書に人口動態調査に利用することを明記するなどの対応をとっているということです。また、港湾調査のように、輸出入申告情報の利用に際し、事前に報告者の同意を得るなどの対応をしているとの報告がございました。

1ページおめくりいただきまして、9ページを御覧ください。欠測値の補完、審査での活用の事例として、既存の行政記録情報等を用いて数値のチェックや補正等に使用している事例を挙げております。例えば、毎月勤労統計調査においては、母集団労働者数の補正のため、雇用保険の情報を活用しているということです。なお、本日は時間の関係から代表的な事例について挙げておりますが、総務省のホームページ上では該当する統計調査について全ての結果を掲載しておりますので、こちらを御参照いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

○中村総務省政策統括官(統計制度担当)付統計改革実行推進室参事官 引き続きまして、私の方からビッグデータ等の活用に係る検討状況について紹介させていただきます。

1枚めくっていただきまして、11ページを御覧いただきまして、先ほどSDGsの関係でも紹介がありましたとおり、ビッグデータの連携会議というものを、総務省で平成30年から開催をいたしております。これは基本計画、平成30年3月の閣議決定の中で、いわゆる先行事例とか優先度の高いデータ等、このようなところを選んで協議して、事例を積み上げていこうと。各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進していこうということで開始されたものです。この図にございまして、左側、ビッグデータには様々なものがありまして、この中でこういったものが公的統計に活用され得

るのだろうかということで、右の方に分野と例がございますが、こちらは2016年の経済同友会からのレポートの中で、このようなところが経済統計としての活用可能性があるのではないかとということで、例示として出されていたものでございまして、このようなものも参考に、少しまずは事例を調べて、連携会議で紹介していこうということで、事例を積み上げてきたものです。

ページの下の方でございますが、下の左側、まず、構成員ですが、高橋先生を座長といたしまして、この4名の方が、結構若手の方を中心に、構成員ということで、平成30年からやっております、本年度に入りまして、民間の大西氏という方、日本データマネジメント・コンソーシアムの理事兼事務局長ということで、以前統計委員会の点検検証部会にも御参画いただいた方なのですが、かなりデータマネジメントというところに御関心をお持ちで、この方にも御参画いただいているということです。右側の開催実績、平成30年から本年6月まで13回会議を開催してございまして、その中で、様々な民間、それから各省、自治体での活用事例等をここで積み上げてきたというものです。この中で、例えば第5回、第6回、それから第8回といったところで、各府省から、各府省の中で既にいろいろビッグデータの活用を検討している事例を紹介していただいております。そういった各省から紹介された事例を基に、一度、昨年12月、第11回の会合で事例を整理しまして、このようなビッグデータ活用のメリットですとか課題解決事例、今後対応していく方向性等について一度取りまとめましたので、その内容について、次のページから紹介をさせていただきます。

12ページです。まず、12ページの目的は、ただ今紹介しましたとおり、いろいろビッグデータの活用法、メリット等々について整理をしたものですが、まず左側、ビッグデータ活用のメリットとございますが、こういった形で公的統計にビッグデータを活用していけるのかということで、大きく既存統計の補完と、あとは報告者負担の軽減というところになっていくかと思っております。まず、既存統計をビッグデータに完全に代替するということは、現時点では非常に難しいのではないかとということで、既存統計を補完する、こういった形での補完が考えられるのかということで、活用事例とともに整理しているというものです。

まず、1点目が速報性でございまして、活用事例で総務省が現在、参考公表を行っている消費動向指数、CTIの事例をここで紹介しています。CTIにつきましては、現在も参考公表ということで、CTIのミクロとマクロとありまして、CTIマクロの方が、時系列回帰モデルを用いて家計最終消費支出を推計するという形で速報性に優れたものということで、今公表しているものは既存統計のみを利用しているものですが、ここにいわゆるPOSデータ等のビッグデータを活用できないかということで指標を開発中ということで、これは現在も開発途上ということで聞いています。このようなものが、できればかなり早い段階で、そういった家計の消費支出等を出すことができるのではないかとということです。

2番目が詳細化ということでございまして、これは右側の活用事例の例としまして、国土交通省の東京都市圏パーソントリップ調査の例です。パーソントリップ調査は、要はどこからどこへ行ったかという、前のトリップ数、それをいろいろ細かく調査しているわけ

ですが、一番大きな地域別のトリップ数、移動した回数といったところは、調査の結果から得られた情報、こちらをベンチマークとしまして、その内訳の部分については、携帯の基地局情報、いわゆる位置情報、そういったところからビッグデータを活用して、内部のゾーンの中の部分については推計できるのではないかということで、こちらも国土交通省の方で推計を今、試みているということで、こちらはまだ公表には至っていない状況と聞いています。

それから、3番目がカバレッジの拡大ということで、総務省のC P Iの事例です。C P Iにつきましては、御承知のとおり、ちょうどこの8月に基準が改定されまして、2020年基準に改定されたわけですが、その中で、ウェブスクレイピングという形で、価格を取集した外国パック旅行費、航空運賃、宿泊料、このようなところも含まれたものになっておりまして、既にこれは実用化されているものです。スクレイピング情報ですと、まさに高頻度かつ大量の価格取集ということで、従前の価格数とは比較にならないほどの莫大な量のデータを使ってC P Iを作成しているということになります。

それから、4番目が新指標の作成ということで、これも試行的なものですけれども、経済産業省の方で、いろいろな業態のP O Sデータを活用しまして、まず、消費者心理を捉える指標ということで、M E T I × N O M U R A コンシューマセンチメントインデックスというものを出して、これは残念ながら、本年6月末で公開終了してしまったようですが、このような指標ですとか、あとは週次で地域別、商品別の販売動向を把握することが可能な指標ということで、M E T I P O S 小売販売額指標[マイクロ]といったものの開発をしまして、こちらをB i g D a t a - S T A T S ダッシュボードのベータ版、経済産業省のホームページの中で公表をしているということです。このような新しい指標作成の可能性も、ビッグデータは持っているのではないかとこのところでは。

(2) 番の方が報告者負担の軽減ということでして、先ほどの例えばC P Iのウェブスクレイピングということで、ウェブから自動的な価格取集ができれば、当然既存の価格調査、人手をかけてやっていた部分をしなくて済むということになります。あとは、経済産業省の商業動態統計調査で、こちらにおきましては、既に統計委員会の方で諮問、答申をいただいているものですが、家電大型専門店に関する部分について、P O Sデータを活用して調査の代替をするという形で、こちらはかなり報告者負担の軽減につながっているのではないかとこのところでは既にもう成果が出てきているということではないかと考えています。

あと、13ページ目ですが、こちらは課題と、今後の解決方法とか方向性を整理したものでして、結構いろいろ課題はあるのですけれども、まず1つ目が、ビッグデータといえば当然バイアス、偏り等があるのではないかとこのところでは、そういったところの情報、ビッグデータ自体の特性、このようなところをまず十分に把握した上で検討を進めることが必要ではないかと。一方で、難しいのは、データ提供者側の方からデータの特徴情報をなかなか開示していただけないようなところがあります。こちらで、例えばデータを分析して、ここはなぜこうなのですかということを知れば情報が出てくるのですが、なかなか最初からいろいろなことを詳しく教えてもらおうという感じにも今はなっていないようなところも

あります。ですので、行政側として、例えばチェックリストを整備しまして活用を働きかけていく、そういったこともやってみてはどうかというところ です。

2番目としましては、安定的・継続的な民間データの提供ということです。民間データの提供ということで、いろいろなリスクが当然あります。そういったリスクを少しでも軽減するために、どういったことが考えられるかということで、まずは(2)の①のところ、要は契約、規約、このようなところで信頼関係を構築するために、まずどういった形で、どういったデータをどの期間とか目的とか、標準的な規約、ひな形みたいなものを作っていき、実績を蓄積していくといったところ。

それから、②としましては、データ提供者へのインセンティブの付与ということでございまして、データ提供の対価ということで、当然、有償ということもあるのですが、それ以外の形で、例えばいただいたデータを分析、研究レポートですとか、もしくはいろいろなやり方があるのではないかとということで、そういったインセンティブを付与すること。

③としまして、データ提供が中断するリスクがあるのではないかとということで、もし、突然データ提供をやめます、ということになってしまったときにどうするか。ならないことが当然望ましいのですが、そういったときにどう対応していくかということも検討しておく必要があるのではないかと、といったところ です。

課題の3つ目としましては、人材育成、体制整備ということで、会議で紹介された事例、例えば総務省の統計局では、かなり組織的に人材の育成・確保、ノウハウの蓄積や継承、そういったことが行われているのですが、例えば民間との人事交流ですとか、あとは民間の方に来ていただく、もしくは行政職員が研究機関に出向するとか、いろいろな形で、それこそ産官学の連携を人の交流という形でもするということが有用ではないかと、といったことが整理されています。

あとは、(4)番目のシステム・技術の整備ということで、今回のいろいろなシステムはデータ処理の部分の話なのですが、あるいはプロセス全体を見据えたトータルなシステム構築といった観点も重要ではないかと、といったこと。最後に、その他といたしまして、データの流通環境の整備、民間の方が安心してデータ提供できるようにすること。もしくは個人情報取扱い、そういったところに関するコンセンサスの確立を図る必要があるのではないかと、このようなことを整理をしたというところ です。

最後、14ページ目です。ここが現在、総務省でどういった取組をしているかというところですが、まず、具体的なデータの検証ということで、1つ目としまして、いわゆる人流データを活用した調査の補完可能性の検討ということで、平成30年度から、いわゆるメッシュ型流動人口データというのを、私ども総務省の方で見て、使っていて、観光関連の統計調査との比較シミュレーションということで、具体的には宿泊旅行統計調査を使いまして、その宿泊者数を人流データでうまく推計できないかと、そういったことを今、研究・検討しているといったところ です。

2つ目でございます。労働ビッグデータの統計的利活用に関する研究ということで、労働ビッグデータというのは、具体的にリクルートのデータを使いまして、いわゆる転職時の賃金変動状況の予測、転職時の賃金変動については、雇用動向調査の方で数字は分かり

ますので、そちらが予測できないかといった研究を行っています。

3番目は、先ほども紹介しております、SDGs指標の検証ということで、こちらもビッグデータ連携会議の下のワーキングで試算・検証を行っております。

4番目は調査研究ということで、今年度の調査研究で、各国の統計機構のいろいろな利活用の事例や、コロナの拡大を契機にいろいろな活用をされるようになった事例、そういったところの洗い出しを行っていこうということです。

最後、※印ということで、なお書きですが、令和4年度以降に、このような活用事例など、いろいろなものを一元的に集約・提供して、関係者を結びつけるプラットフォームとなるようなポータルサイト、このようなものを構築する方向で今、要求等を進めているところです。

すみません、長くなりましたが、説明は以上になります。

**○北村部会長** ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明について、御質問、御意見等あれば。清原委員、どうぞ。

**○清原委員** ありがとうございます。清原です。大変重要で有意義な調査についての御報告をいただきまして、大きく2点申し上げたいと思います。

1点目は、資料1-2の6ページですが、行政記録情報等を活用している状況について調査をしていただいた上で、その活用形態について、整理をしていただいています。今回は、「母集団情報の整備に活用されているもの」、それから「調査事項の代替に活用されているもの」、また、「欠測値の補完に活用されているもの」と3つに類型ができるけれども、それぞれの活用によって、効果としては的確な調査の実施と精度の確保、向上、そしてまた報告者の負担軽減、統計作成の効率化と整理できるとまとめていただいています。行政記録情報等を活用していく方向性としては、公的統計にとどまらず、統計調査の品質の向上、そのために、いかに行政記録情報を生かしていくかということが方向性として共有されていると思います。そこで、今回、国で調査していただいて、102件の取組の中からこういう効果が整理できるのではないかと示していただいたわけでございます。

そこで、行政記録情報等の活用は今後、ますます広がっていくということになると思いますので、ホームページでデータを公表していただいておりますので、統計幹事の皆様を中心に、地方自治体にも更にここにアクセスしてほしいとPRをしていただきまして、いかに行政記録情報を活用することが統計の質の向上につながるかということ、大いにPRをしていただければと感じました。特に、さきに川崎部会長を中心に、農業経営統計調査について御審議いただく中で、対象者を検討するときに青色申告をしているケースなどにも視点を広げたらどうかという御提案をいただきました。このように、それぞれの調査を精査していく中で、よりよい母集団を検討するときに、従来、当たり前のように行ってきた母集団についても、もう一度、行政記録情報を確認することで精緻化した方がいいのではないかと、こういうインセンティブを私たちも持って進めてきていたと思います。是非6ページ以降の本当に分かりやすい整備などをきっかけにして、更なる各府省の行政記録情報の活用に向けたインセンティブを高めていただければと、このように思います。

続きまして、ビッグデータについて申し上げます。これも12ページのところでしょうか。ビッグデータ活用のメリットについて、整理をしていただきました。その中で、速報性、詳細化、カバレッジ拡大、そして新指標作成が既存統計の補完として有力であると整理をしていただきました。私たちが今、直面しているのは、新型コロナウイルス感染症対策の中で迅速な政策形成をする際に、公的統計の調査に、調査員の負担や、あるいはオンライン化を進めたいのになかなかすぐには進みにくい状況にも直面しています。

したがって、既存統計の補完の意味で、ビッグデータが迅速に一定のデータを示すことによって、政府や自治体の迅速な政策形成に寄与するという事は明らかではないかと思えます。特に、経済対策とか生活支援であるとかです。また、大雨、洪水、土砂崩れなどの災害も頻発をしております、この際も迅速に道路交通状況であるとか、あるいは公的施設の確保であるとかが課題になっています。そこで、この先に課題として挙げていただいたところで、14ページですけれども、例えば、「流動人口データを活用した統計調査の補完可能性の検討」については、私たちは「流動人口」とか「人流」だとか、特に「人流」という言葉、人の流れという言葉が今年ほど聞いた年はないと思うのです。これは携帯電話、スマートフォンなどのデータを活用して、一定の迅速な情報提供はなされていて、私たちの自粛が足りないとか、あるいはここの場所は人が集まりやすいから注意しなくてはいけないということもございますので、こうした把握できる民間のビッグデータをいかに今、目の前にある災害、それに対応できるかということは、ゆっくりとした調査ではなくて、是非迅速に、総務省が中心になって進めていただければと感じたところです。

そして、14ページの④にビッグデータ等を活用した統計作成の推進に向けた調査研究を今年度進めていただいている中で、「新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に活用されるようになったデータや事例の洗い出し等を実施」とあります。これは本当に的確な、タイムリーな研究調査であると思えます。是非それは何か年度末にまとめるということではなくて、是非分かった結果や、あるいは考察を早め早めに発信していただいて、各府省の具体の政策や事業に結びつけていただければ、ありがたい方向性ではないかと思いました。もちろん法律的に個人情報保護法の法律の趣旨でありますとか、そういうものを尊重して臨んでいかなければいけないこともあるかと思いますが、総務省が進めていらっしゃる調査研究、そして今回、行政記録情報とビッグデータに向けてまとめたいただいた報告は、是非幅広い皆様に共有していただいて、より良い政策、あるいは事業に結びつけることが大変有効ではないかと感じましたので、発言をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。統括官室、何か反応はありますか。取りあえず今はよろしいですか。

では、ほかに御質問を伺って、また反応してもらいます。白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 2つあって、1つ目は行政情報の活用のところを、いろいろ詳細に資料を作って、状況を分かりやすく説明していただいてありがとうございます。あと、行政情報の関係ではもう1点、税務統計がどう使われているのかが大きなポイントだと思うのです。

けれども、その辺のところは資料を見ているとよく分からなかったもので、調査の中では、なっているのかというのを教えてもらえればと思います。

それから2つ目は、ビッグデータですが、これは消費の動向指数とか、そういう新しい指標を作って、リアルタイムで活用してみることはすごく大事ですし、そういう方向性は積極的に進めてほしいですし、消費者物価指数の中でウェブスクレイピングのデータを使うといったことは非常にいい試みだと思いますから、是非進めてほしいと思います。ただ、そういう前者のような、使えるビッグデータで何か分析するということと、それを既存の統計の中でどう活用するのかというのは少し性格が違うので、そのところはきちんと意識して切り分けをしていく必要があるのかと思います。特に後者の方は、既存の統計の中でどうやって取り込むかということと、他の費目とのバランスや全体のカバレッジの問題とかもありますから、ビッグデータを公的統計に活用するとまとめられるのはいいのですが、その2つの違いをもう少し意識して使い分けられて整理した方がいいのではないかと思います。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。統括官室。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室企画官 統計企画管理官室でございます。

行政記録情報を活用している統計調査の例については毎年調査を行っておりますが、今、委員から御指摘のあった税務データの利活用実績というのは特段、現時点では上がってきておりません。統計調査に継続的に使っているということで報告が上がっているというのは特になんかというものが現状かと理解しております。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 関連で補足をさせていただきます。

先週の8月20日なのですが、河野行政改革担当大臣から、閣議後の会見で発言がございまして、それは何かと申しますと、縦割り110番という、要は要望を受け付けるところに、経済センサスの調査項目が確定申告の売上げ情報等と重複しているもので、そういったところに税務情報を活用できれば負担軽減できるのではないかとということが要望として寄せられまして、統計局と国税庁に検討をお願いしたと。その結果、税務情報でカバーできる範囲が大きいと思われる個人事業主を対象に、本人の同意の上でe-Taxの税の申告情報を経済センサスに活用することについて、今後、検討会を開催して検討していくということについて発表がされております。

具体的には、今月の下旬から総務省と国税庁、行革事務局、それから、河野大臣の直轄チーム、そういったところで合同の検討会を開催しまして、論点・課題を洗い出して、来年度中にその結果を示していきたいという発言がなされておりますので、この場で共有をさせていただきます。

以上です。

○北村部会長 ビッグデータと既存統計との注意というか、すみ分けみたいなものについては。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 ありがとうございます。委員御指摘のとおりかと思えます。おっしゃるとおりで、単にビッグデータの分析をしていくという話と、既存統計の中にどう組み込んでいくかという視点、重要なことかと思えますので、今回の事例整理は中間的なものですので、今後、また更にいろいろなことを整理をしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○北村部会長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ありがとうございます。行政記録情報については、想定していたよりも随分有効に使われているのだと、これは感想でございます。

ビッグデータについて、資料1-2の13ページで課題を整理して下さっていますけれども、ビッグデータは無償で提供されたり、それから購入と両方あると思うのですけれども、公的統計の担当している方たちがビッグデータを購入するというのが普通になるというか、購入が当然とビッグデータを収集している方たちが考えるようになると、それはそれで問題が起こるのではないかと思います。

つまり、そういうデータをどれだけ共有するのか、あるいはそれは支払い対象になるのかということについても、今後の方針というか、社会的な共有が必要、認識が必要だと思いますので、その点についても検討を進めていただければと思いました。こちらも感想ですが、どうぞよろしくお願いします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 ありがとうございます。これにつきましても、いろいろな形のデータがございまして、例えばPOSデータにつきましても、かなり有償での提供を一般化してしまっているところもございまして、分野に応じてとか、今後のいろいろな課題を含めて、提供者側も含めて、いろいろと検討を進めていきたいと思えます。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに、神田委員、どうぞ。

○神田委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

1つ、行政データの活用方法なのですが、母集団、調査事項、欠測値ということで御説明いただきました。それで、新しい統計についても行政データを使って作ることも可能だと思うのです。例えば、倒産件数とか、あるいは新規の企業参入というデータは、近いデータはあるのですけれども、なかなか正確に把握ができずにいます。民間のデータベース会社からの動向が、テレビなどでも報道されています。

それは一例なのですが、行政データを使って、ニーズの高い統計をつくっていくとか、あるいは、こういうのは各府省横断的に見ないといけないので、ある程度、統計について、おしなべて知見のある方が、この統計はこっちに使えるのではないかと、などニーズを発掘していかないと、なかなか各省から出てくるのを待っていると進みが遅くなるという可能性があると思えます。

そういう意味で、総務省として、全体をどういうスピード感で積極的に働きかけをするというマネジメントのところ、それをどういうような体制でやっていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室企画官 御指摘ありがとうございます

ございました。現状、こちらの調査は年1回やっております。体制と言いますと、このような調査を定期的にやるような体制はしっかり組んでいるのですけれども、この調査を実施しているのは、各省にこのような事例があるということを整理した上で、自分たちのところでどういった活用ができるかということをご参考にしていただくことを今、念頭に置いているところでございます。先ほど、委員からも、PRが足りないのではないかと御指摘もありましたが、どれぐらい使われているかというのは、今後の検討課題かと考えております。

なお、統計審査の承認申請などの際にも、行政記録情報の活用などはチェックしていると承知はしておりますけれども、今、神田委員の御指摘のあった部分については少しこちらでも検討させていただければと思います。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに。川崎委員。

○川崎委員 川崎です。丁寧な御説明いろいろありがとうございます。大変参考になりました。

これは感想として申し上げたいと思いますが、これまでの各委員の御発言を、私もうなずきながら全くそうだなと思いながら聞いておりましたが、その上での、特にビッグデータについて感じる点なのですが、資料の13ページに課題を整理していただいております。このような形で、どんなことが課題になっていて、どういう解決が必要なのか整理されるのは大変大事なことだと思います。ただ、私はいろいろな事例を見て感じますのは、なかなかビッグデータを一般化して論じるのはほとんど不可能に近いのではないかという感じがしています。ですので、やるのだったらできるところからやるという感じで、その上で一般ルールを作るのは、相当慎重に考えざるを得ないのではないかと感じます。

それと、もう一つの理由は、次の14ページのところの事例を見ながら感じるのですが、①に流動人口データのお話があるのですが、これを私が今、調べてみると、これを提供している会社はおそらく相当データビジネスをやっている感じですが、そうすると、例えば、本来は公的統計だから無償でいただきたいとか、相当優遇していただきたいとは言いながらも、それをやり出すとデータビジネスとのバッティングも出てくるということもあり得るだろうと思うので、これはなかなか厳しいところがあるだろうというのが一つです。

それから、もう一つは、これも先ほど来、どなたからも御発言あったかと思っておりますけれども、データの質の問題、カバレッジの問題です。カバレッジの情報がほとんど正確に開示されていないのです。例えば今の①のところを見ても、一体何を対象に集計したのか、ここにこういう人流が出ているということは言われていても、本当に日本人人口の何割の人をカバーしたデータなのかとか、そういうメタデータ部分がほとんどネット上には出ていない。

ですので、特に個別の個人の情報になればなるほどそういうところが大きいので、ここはそういうビジネスとの関係を考えながら、かつ使えるものは使えるという精神でいくしかないだろうと。他方、ここにはありませんが、ウェブスクレイピングのような世の中にオープンになっている情報を取ってくるのは、これはもう公開情報だけの範囲ですのでほとんど問題はないだろうとは思いますが、今度は逆に、ウェブスクレイピングをする場

合に、どういう方法でどこまでの情報を集めたのかというデータのカバレッジや品質についての説明は、ウェブスクレイピングを行った官庁の方の責任になるということになるので、そこはしっかり手法とか対象を明らかにすることが必要なのだらうと思います。

そういうことで、入手のためのコストの問題、これはデータビジネスとの関係ということが出てくると。それから、カバレッジ、クオリティの問題は、データ提供者から提供してもらうか、あるいは作成した人が責任を持ってやるかとか、クオリティの情報をきちんと提供していくということも併せてやっていかないと、なかなかビッグデータを使いましたというだけで頼りにならないということが起こるかと思いました。そのようなことで、また今後とも引き続き、この取組をやっていただきながら、そうは言いながらも、一般化できるところは一般化していただいたらいいなと思いました。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。私のところにきている情報では、来月から国税庁が税務統計の2次利用と言いますか、研究者への開放を進めるという話になっているので、行政記録情報の一般的な利用というのは、まだ道は長いと思うのですが、今まで全然開放してくれなかった行政記録というか税務データを研究者に開放するという動きになっているので、1つの進歩かと思っています。他にございますか。

では、取りまとめたいと思います。これで、行政記録情報及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用についての審議はここまでとさせていただきます。

取りまとめたいと思うのですが、現在、行政記録情報及び民間企業等が保有するビッグデータの活用について御報告いただいたところです。これは行政記録情報やビッグデータ等の活用を推進する上での基盤となるものと考えられ、評価したいと思います。公的統計の精度向上に資するとともに、報告者負担の軽減をする観点から今後の公的統計の在り方を考える上で非常に重要であり、委員から御説明あったように慎重に取り扱わないといけないということと補完性がどれぐらいあるのかということ、あるいは、調査自体がどういう情報に基づいているのかと、情報公開が十分でないとかいろいろ限界があると思うのですが、次期基本計画の策定に向けた審議の中でも大きなテーマになると思いますので、引き続き、総務省等において、この活用に向けた積極的な検討を進めていただきたいと思います。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここで10分間休憩して、もう1回、地方公共団体の連携と支援について議論したいと思います。

( 休 憩 )

○北村部会長 それでは、40分になりましたので、次の審議事項に入りたいと思います。

次は、地方公共団体との連携支援についてです。政策統括官室から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官 それでは、地方公共団体との連携支援について御報告いたします。

資料1-3の表紙をおめくりいただきまして、1ページの「1 地方公共団体との連携」

を御覧ください。まず、「①各種会議の開催等」についてです。各府省では、地方公共団体との連携を深めるために、各種会議等を定期的で開催しております。例えば総務省においては、都道府県の担当職員を対象とした各種会議を開催いたしまして、国の統計調査の実施計画などを説明するとともに、地方公共団体からの要望や意見交換などを行っております。また、都道府県が主催する統計大会において、職員を派遣するなどの対応も行っているところです。さらに、農林水産省や厚生労働省においても、定期的に全国会議を開催いたしまして、調査事務や留意点を説明するなど、地方公共団体との連携を図っているところです。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。②の共同研究の実施についてです。総務省では、統計局統計データ利活用センターを中心として、都道府県や市区町村の政策立案に統計データの利活用を促すための取組を推進しております。この1つとして、和歌山県、和歌山市等との共同研究プロジェクトとして、空き家分布推定に関する研究を進めているとのことです。

次に、③国・地方間の人事交流の実施についてです。国と地方公共団体との間で担当職員の受入れや派遣などを行っております。ここでは内閣府と総務省の例を挙げております。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。「2 地方公共団体への支援」についてです。まず、「①技術的な支援や情報提供等」についてです。内閣府においては、県民経済計算の作成に係る担当者に対して担当者会議を開催するとともに、有識者等から選定した県民経済計算推計支援アドバイザーを応募のあった県や市に派遣する取組を行っております。また、総務省は統計局において、「地方公共団体における統計（データ）利活用の表彰」や「統計データ利活用事例集」を作成、提供するなど、様々な方法で地方公共団体に情報提供を行っております。さらに、農林水産省においては、農林業センサスの結果と各種情報とを組合せて作成した「地域の農業を見て・知って・活かすDB」について、地方公共団体に対する活用支援などを行っております。

次に、5ページを御覧ください。「②研修の実施」についてです。総務省では、地方公共団体を対象とした研修を実施しております。一例として、政策統括官室と統計研究研修所の共催で開催した統計データアナライズセミナーの令和2年度の内容を6ページに掲載いたしました。ここでは、都道府県統計主管課の職員を対象に、オンライン形式で講義と演習を実施いたしました。

5ページにお戻りいただきまして、統計研究研修所においては、令和2年度において各種研修を実施してございまして、約3,100人の地方公共団体職員の受講実績があります。詳細については、別紙のとおりです。

次に、「③要望への対応」です。毎年度、地方公共団体の統計関係協議会から調査の実施に係る各種要望事項が調査実施府省等に提出されてございまして、それを踏まえた意見交換の場も設けているところです。

次に、7ページにお進みいただきまして、「④統計業務に関する相談対応等」についてです。統計研究研修所においては、統計作成支援センターを設置しまして、統計業務に関する相談を幅広く受け付けております。相談は各府省、地方公共団体から幅広く寄せられて

いるところですが、ここでは令和2年度にあった相談内容を例として、データ分析に係る講師派遣、調査の設計、特にサンプルサイズの設定や分析手法などの相談を受け、技術支援を行っているとのことでした。

以上、各府省における地方公共団体との連携支援に係る活動につきまして、御報告いたしました。私からの説明は以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明について、御質問、御意見等があればお願いいたします。清原委員、どうぞ。

○清原委員 御説明ありがとうございます。清原です。

資料1-3、「地方公共団体との連携支援」について御説明いただきました上で、私なりの取りまとめを申し上げて、質問を1点だけさせていただきます。市長経験者として、今回、地方公共団体との連携支援について、幅広い分野で行われているという御説明を伺いまして、大変心強く思います。今回は、連携の事業の詳細として、各種会議の開催等共同研究の実施、人事交流の実施、技術的な支援や情報提供等、そして研修の実施、要望への対応、相談対応と類型化をしていただきました。私は、これらの事業が行われている目的とか効果について、大きく3点あるのではないかと受け止めさせていただきました。

1点目は、公的統計を含む統計調査の質の向上を、国と自治体が連携して進めていくということ。2点目は、公的統計を活用して政策形成の向上というものが図られていくという方向性、効果もあるのではないかと。3点目には、こうした公的統計を含む統計の質の向上や政策形成能力の向上に向けて、それを実現する人材の育成、それがこの連携の中で図られているのではないかと。このように、目的と言いましょか、狙いと言いましょか、あるいは効果ということを大きく3つあるのではないかと受け止めさせていただきました。

そして、国の視点で考えますと、地方自治体の現場の実情を把握するということが、この連携の中から生まれていると思いますので、現場の実情に即した公的統計の在り方や、また、調査手法の課題解決などについても、国が連携する中で成果を受けられているのではないかとポジティブに考えているところです。そこで、今後とも地方公共団体との連携や、また、支援は強化をしていただくことで、総合的な公的統計の質の向上に向けて進んでいただければと思うのですが、質問の1点は絞らせていただいて、次のとおりです。

今回、6ページに、地方公共団体への支援の中で令和2年度統計データアナライズセミナーをオンライン形式で行いましたという御報告がありました。一般的には、従来、国では主として都道府県を対象に会議とか研修をして、集会方式の会議をすることが一般的だったと思います。けれども、コロナ禍にあって、なかなか移動ができないということからオンラインのセミナー、オンラインの会議ということが増えていると思います。もちろん弱点もあるのですが、メリットとしては移動に困難のある人が参加できる、職員でも地理的な理由、あるいは障害があるなどの理由で、なかなか移動できなかった人がオンラインであれば参加できる。特に自治体の職員の中には、統計部門に障害のある方が活躍している例もあります。そうであるならば、こんなセミナーや研修の機会を開いていくときには、原則として対面ということではなくて、今後はオンラインの形式も広げていくと

いうことは一定のメリット、効果、あるいは参加者のインセンティブを高めることになるのではないかと考えておりました、今後のこうしたセミナー計画などの中にオンラインの導入について、総務省におかれては、あるいは各府省の感覚として、どんな動向であるのかということをお聞かせいただければと思います。

いずれにしましても、今回の御報告の中で、幅広い項目で連携支援が行われているということ、いわゆる公的統計の質の向上のパートナーとして、地方公共団体をしっかりと位置付けていただいていることを心強く思いまして、今後の統計委員会の方向性の中にも、あるいは計画の中にも、地方公共団体の位置付けがより一層明確化され、責任がしっかりと担われていくことになるのではないかと感じました。どうもありがとうございます。

○北村部会長 ありがとうございます。では、実施者。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室企画官 統計企画管理官室でございます。コメントをいただき、ありがとうございました。

オンラインでの研修というのは、実績を正確に積み上げているわけではありませんが、かなり数としては、増えてきていると承知しております。新型コロナウイルスの影響で集合研修が難しく、一方で研修の機会を設けてほしいという地方公共団体からの御意見もあるやに聞いております。一方で、設備の問題とか、そういったところが少し課題としてあるように伺っているところですが、いずれ、基本的にはオンラインの活用が進展する方向になるのではないかとお思いますので、委員のコメントを研修の実施部局の方にはお伝えをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○清原委員 よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○北村部会長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。いろいろな活動をされているというのがよく分かって大変参考になりました。その上で、2点ほど、どちらかという感想を申し上げます。

先ほどの清原委員からの発言とも関係するのですが、今の統計データアナライズセミナーというのがオンラインで行われたというのを聞いて、確かにこういうやり方は新型コロナウイルスがなかったとしても有効かもしれないということを感じますので、是非この方向を更に拡大していただけたらと思いました。その中で特に注目したのは、ページの中の一番下に演習3時間、グループ演習というのがあるのですが、実は結構、私はこれが大事じゃないかと思うのです。というのは、集合研修をやりますと、各組織、自治体からお一人しか来られないとかということがよくあるのです。それで、派遣元の上司の方は戻ってきたらその人にどんな研修を受けたか、ちゃんと中で報告しなさいと言われて研修にやってきましたなんて例が結構あるのですが、それはなかなか研修、出張の報告だから、それはそれでやった方がいいと思うのですが、実は同じ話を聞いて理解するというのが、同じ組織の中に複数人いるというのは結構大事なことだと思うので、その意味でも、例えば1つの課の中に2、3人の人が一緒に聞いていて、そうだよ、これはどう考えるというのを一緒に考えてもらうという時間をとってもらうと、それはもっと研修の効果が上がるだろうと思うので、そういう意味で、このやり方というのは更に広げていただくことを考え

たらいいのではないかということを感じました。これが1点です。

それから2点目は、ここの御報告はどちらかというと、国が地方公共団体にどのような連携や支援をしているかということを中心にまとめておられるのですが、実は、もう一方で私自身を感じますのは、都道府県が市区町村に対して、いろいろな連携や啓発ですとか問題意識の共有ということをやっておられると思うのです。私自身も、これまで時々県の研修の講演などに呼ばれたりすることがあったのですが、そうやってみると結構いろいろ県の方もやっておられるという感じがするのです。

そうすると、国と地方公共団体という関係だけではなくて、地方公共団体にも都道府県と市区町村というレベルがあるわけで、その中での連携をされている、それを支援する、そのためにどんな活動をされているかということ、まず把握するというのは結構大事ではないかと思います。ですので、国がプレーヤーとなって支援するというだけではなくて、都道府県がプレーヤーとなって、主なアクターとなってやっておられるのをどのようにその連携を促進していくかという観点でも、その情報を収集されるといいのではないかと思いますので、その点もサジェスションとして申し上げたいと思います。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。統括官室か事務局の方、何か今の川崎委員の御意見について。

○吉開総務省政策統括官（統計制度担当） 統括官の吉開でございます。ありがとうございます。ありがとうございました。

資料の別紙というので、研修課程別修了者数という縦長の紙があると思いますが、詳細なデータではありませんけれども、これを御覧いただきましても、オンライン研修とかライブ配信を活用しているということがお分かりいただけるのではないかと思います。参加者数につきましては、統計研究研修所から話を聞いていますと、集合研修をやっているときよりも、明らかに参加者数が多いと聞いておりますので、オンライン研修に伴うデメリットというのももちろんあると思いますけれども、幅広い方に受けていただけるという意味ではオンライン研修もいいのではないかと考えております。

それから、データアナライズセミナーにつきましても、これは一方的に話を聞いていただくだけではなくて、なかなかオンラインで演習をやるというのは難しいと思うのですが、担当者に工夫していただいて演習形式も取り入れていると聞いております。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この議題についての審議はここまでとさせていただきます。

取りまとめたいと思います。本日は、地方公共団体との連携支援について御報告いただきました。これまで地方公共団体での会合や研修等を通じて、地方自治体との連携支援を進めているということは評価できるものと考えます。今後、統計の在り方を考える上で、地方公共団体との連携の促進や地方公共団体における統計人材の分析能力の高度化が非常に重要になるものと考えております。引き続き、地方公共団体の要望を把握しながら、連

携と支援を図っていただきますようお願いいたします。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。それでは、本事項の審議の取りまとめはこのとおりとさせていただきます。

それでは、次の議事に移りたいと思います。令和2年度統計法施行状況に関する審議結果報告書の構成案についてです。今回の審議におけるヒアリングは一通り終了いたしました。これからは審議結果報告書の取りまとめに関する作業に入ることになります。審議結果報告書案の構成をイメージできるよう構成案を用意いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** それでは、資料2を御覧ください。

構成案につきましては、基本的には例年と同様の構成となっておりますけれども、大きく分けると本編と資料編からなります。このうち本編ですが、まず、Iとして、今回はどのような事項を審議の対象にしたか、審議の進め方、審議経過など、今回の企画部会における審議の経緯などを記述する予定です。

次に、IIの部分では、第III期基本計画の取組状況に関する審議結果として、今回の企画部会での審議で取り上げました1から3までの事項、それぞれについて取組状況、それに対する評価、今後の方向性を記述する予定です。

次に、資料編ですが、こちらは主として企画部会での審議に使われました資料を添付する予定です。

構成案は以上です。

次に、今後のスケジュールですけれども、本日、この構成案について御決定いただけましたら、それに基づいて、部会長の御指示の下、事務局において、報告書のたたき台を記述し、速やかに委員の皆様にご確認いただきます。その上で、9月下旬に予定しております企画部会において、報告書案について御議論いただき、内容を決定していただければと考えております。報告書につきましては、決定の後、ホームページ上で公表する予定としております。

以上です。

**○北村部会長** ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について御意見、御質問があればお願いいたします。よろしいですか。それでは、審議結果報告書の構成案については、このとおりといたします。

今、室長から御説明ありましたが、今後の進め方についてですが、先月の企画部会で決定したとおり、次回の9月下旬の企画部会で審議結果報告書の案を御審議いただきたいと思います。このため、次回の企画部会の前に総務省から御説明いただいた内容と、委員の方々に御議論いただいた内容を基に、私の方で事務局とも相談し、審議結果報告書のたたき台を作成いたします。たたき台が用意できましたら、事前に委員の皆様にもお示しし、意見を伺うなどして報告書の案を取りまとめ、次回部会に提出したいと思います。このような方法で進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

本日、用意いたしました議題は以上です。それでは、次回の企画部会の日程について事

務局から連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の企画部会は9月29日水曜日の午前に開催する予定です。実開催の場合には、若松庁舎の7階の大会議室を予定しております。

以上です。

○北村部会長 以上をもちまして、第17回企画部会を終了いたします。ありがとうございました。